

# 平成 30・31 年度 日齒生涯研修事業実施要領

日 本 歯 科 医 師 会

## 目 次

1. 日歯生涯研修事業の概要	1
1.1 目的	1
1.2 実施主体	1
1.3 実施対象	1
1.4 「Eシステム」の利用方法について	1
1.5 研修項目と研修コード	1
1.6 研修方式と研修単位	2
1.7 修了の条件／日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件	3
1.8 修了証／日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証	4
1.9 実施期間	4
1.10 学術委員会の業務	5
1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会	5
2. 日歯生涯研修ガイダンス	7
2.1 平成30・31年度日歯生涯研修ガイダンス一覧	7
3. 留意点	11
3.1 研修項目と研修コード	11
3.2 研修単位の登録	11
3.3 履修状況の確認	11
3.4 認定主催者の申請	11
3.5 認定研修会の申請	11
3.6 「Eシステム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関するQ&Aについて	11
3.7 実施期間	11

# 1. 日歯生涯研修事業の概要

---

## 1.1 目的

歯科医師は国民の健康維持・増進に責任を持つ専門職であり、歯科医学の進歩に対応して必要な研修を生涯にわたって続けることは当然の責務である。

また、世界の歴史に前例を見ない速さで超高齢社会に突入した日本において、歯科医師の社会的責務は今後一層大きなものとなる。

日本歯科医師会会員がその責務を果たすために不断の努力を重ねるための支援を行うこと、また、この事実を広く国民に提示し、国民の理解と正当な評価が得られるようにすることが本事業の目的である。

## 1.2 実施主体

日本歯科医師会（以下「本会」という）並びに都道府県歯科医師会が主催し、日本歯科医学会、同所属専門分科会、同所属認定分科会、歯科大学、大学歯学部、日本学校歯科医会等の協力により、「JDA E-system」（以下、「Eシステム」という）を利用して実施する。

本生涯研修事業を推進するため本会並びに都道府県歯科医師会に学術委員会、またはこれに準ずる機関を設置する。

## 1.3 実施対象

本会個人会員及び準会員（以下「会員」という）を対象とする。

## 1.4 「Eシステム」の利用方法について

「Eシステム」ではパソコン、ICカードを利用するが、その詳細は別に定める『日歯生涯研修事業「Eシステム」利用マニュアル』を参照いただく。

## 1.5 研修項目と研修コード

臨床歯科医にとって基本的かつ必須のカリキュラムの全体像（項目）を「日歯生涯研修ガイダンス」としてまとめた。

研修項目は、大項目、中項目に分類し、各研修項目にはそれぞれ4桁の研修コードを付してある。

なお、研修項目としては、所謂一般教養的なものは含めないことを原則としているが、それが分類された研修項目に関わる内容であればその限りではない。

会員が研修を行い、「日歯生涯研修事業」において単位を取得するには、該当する各種講習会および教材に研修コードの登録が行われていることが必要である。

研修コードの構成は以下のとおりである。

- 1) 研修内容は14項目に分類されている（大項目）。
- 2) 大項目の内容を詳細化してさらに分類している（中項目）。
- 3) 大・中項目コードが最終的な研修コードとなり、単位の登録には大・中項目コードを使う（数字4桁）。
- 4) 中項目ではそれぞれ「手技実習」を設けている。また、分類しきれない内容を「その他」として設けているので、該当するものが無い場合は「その他」の中項目コードを研修コードの登録に使う。

## 1.6 研修方式と研修単位

研修を行った結果として取得できる研修単位は、研修方式と時間数等によって決定され、取得単位数に制限はつけない。

研修方式は4種類とし、各方式における研修単位は以下のとおりである。

1) 受講研修：1研修コードにつき30分1単位（超過の20分以上30分未満はさらに1単位としてよい）

受講研修は、各種講習会の講師から講義を受ける方式の研修を指す。取得単位は研修コードの単位数によって決定する。30分であれば1単位、1時間であれば2単位、1時間20分の場合は繰り上げて3単位となる。

なお、セミナーについては、ブロックごとの開催となることに鑑み、開催都道府県歯科医師会においては、同地区並びに他地区からの受講希望会員の受け入れについて、配慮されたい。

2) e-learning 研修：1研修コードにつき1単位

e-learning 研修は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日本歯科医師会雑誌等の論文・文献のような教材をEシステムにて自分自身で学ぶ方式の研修を指す。

プレテストの後、ポストテスト（論文・文献はポストテストのみ）の合格をもって単位取得とし、動画や論文・文献の長さによらず、1研修コード1単位である。

なお、視聴覚教材のうち「日歯生涯研修認定指定教材」とは、ガイダンスコード「大項目32」、「中項目01」が割り振られた教材で、Eシステムで検索することで視聴できる。

3) 日歯生涯研修セミナーライブ研修：会場での1回のセミナー全てを受講参加することで10単位。

4) 特別研修：1特別研修会につき10単位（併せて個別テーマ毎の「受講研修」単位取得可能）

次頁の研修会主催者が開催する「特別研修会（学術大会・総会、学会、歯科医学大会、生涯研修セミナー等）」、また同研修会主催者が開催する下記「特別研修会の定義」を満たす研修会を受講した場合には、「特別研修」による単位が取得できる。特別研修の単位は、受講研修登録用ICカードによってのみ登録できるものとする。

また、平成30・31年度日歯生涯研修事業における「特別研修」の単位は、会員の「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」の条件となる。「特別研修会」を開催する研修会主催者は、「特別研修コード（4ケタ）」を利用して必ず「Eシステム」で受講研修会情報を登録し、研修会当日はICカードリーダーによる受付によって登録する。

なお、「特別研修会」を受講する場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位は別途取得できる。したがって、「特別研修会」を開催する研修会主催者は当該研修会を「特別研修」として「Eシステム」に登録した場合でも、「受講研修」単位の対象となる個別テーマ毎の受講研修会情報を別途「Eシステム」に登録し、ICカードリーダーにて対応をいただきたい。

### 【次頁の研修会主催者が開催する特別研修会の定義】

- ① 会期が午前・午後にわたる等、1日以上研修会  
または
- ② 演題が5題以上設定されている研修会

### 【特別研修の申請】

開催3ヵ月前までに日本歯科医師会に届け出（書式問わず）を行う。

「特別研修」の条件を了承し、かつ上記定義①②を満たした研修会主催者は、研修会主催者ごとにお知らせする「特別研修コード（4ケタ）」を利用して「Eシステム」で受講研修会を登録する。

区分	研修会主催者	「特別研修会」扱いとなる研修会等
1	都道府県歯科医師会	学術講演会、生涯研修セミナー、歯科医学大会、日本歯科医学会に関連する講演会等、地理や健康または子育て等、不利な条件の会員に配慮した研修会等  (サテライト講演、離島へのネット配信講演)
2	各地区歯科医師会	歯科医学大会等
3	日本歯科医学会	日本歯科医学会総会、学術講演会、「集い」等
4	日本歯科医学会専門分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
5	日本歯科医学会認定分科会	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
6	歯科大学・大学歯学部	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
7	歯科大学・大学歯学部同窓会(校友会)	総会、学術大会（地方支部主催含む）等
8	日本歯科医師会	学術大会等

## 1.7 修了の条件／日本歯科医師会生涯研修総合認定医の認定条件

### 1) 修了の条件

- (1) 本生涯研修事業修了に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「e-learning 研修」「生涯研修セミナーライブ研修」の3研修方式による合計40単位以上の取得とする。
- (2) 当該事業実施期間内に入会した新入会員については、どの時点での入会でも修了に必要な研修単位は「受講研修」「e-learning 研修」「生涯研修セミナーライブ研修」の3研修方式による合計20単位以上の取得とする。
- (3) 70歳（事業実施期間終了時点）以上の会員については、修了に必要な研修単位は「受講研修」「e-learning 研修」「生涯研修セミナーライブ研修」の3研修方式による合計30単位以上の取得とする。

**注：**「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。（「1.6 研修方式と研修単位 4) 特別研修」を参照）

### 2) 「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」の認定条件

本生涯研修事業認定に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「e-learning 研修」「生涯研修セミナーライブ研修」の3研修方式による合計70単位以上、且つ「特別研修」（注）による40単位以上を取得し、下記の2条件をすべて満たした場合とする。

条件① 日歯生涯研修ガイダンスの大項目（14項目）すべてで単位を取得すること。

条件② 「3研修方式に対する一定基準（受講研修：40単位以上、e-learning 研修：10単位以上でこのうち日歯生涯研修認定指定教材でのe-learning 取得単位が6単位以上、生涯研修セミナーライブ研修20単位以上）」を満たした場合。

**注：**「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。（「1.6 研修方式と研修単位 4) 特別研修」を参照）

## 修了条件・認定条件一覧

\	受講研修	e-learning 研修	生涯研修 セミナー ライブ研修	特別研修
修了条件	3 研修方式による合計 40 単位（新入会員は 20 単位、70 歳以上の会員は 30 単位）以上			—
日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件	ガイダンスの大項目（14 項目）すべてに単位取得			40 単位以上
	40 単位以上	10 単位以上 （※指定教材 6 単位以上）	20 単位以上	

※日歯生涯研修認定指定教材

### 1.8 修了証／日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証

#### 1) 交付

所定の修了条件、日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件を達成した会員に対し、研修実績を証するため、本会並びに所属都道府県歯科医師会名をもって、それぞれ「日本歯科医師会 生涯研修事業修了証」「日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証」を交付し、院内掲示物を提供する。

#### 2) 公表

修了条件達成者並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件達成者については、以下のとおり、氏名等の公表を行う。

- (1) 本会の会員向けホームページにおいて氏名を公表する。
- (2) 本会の国民向けホームページ中の「全国の歯医者さん検索」において修了条件達成者並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定条件達成者のいる医療機関にはその旨の表示を行う。
- (3) 「日本歯科医師会生涯研修総合認定医」認定者のうち単位取得上位者を日歯広報・日本歯科医師会雑誌にて公表する。

#### 3) 有効期間

修了証並びに日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の有効期間は当該事業年度終了後、2 年間である。

ただし、作製に時間を要するため、氏名の公表や修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の掲示等については、便宜的に当該年度の修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証が送付されてから次回の修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証が交付されるまでの 2 年間を有効期間とする。

### 1.9 実施期間

2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から 2020 年（平成 32 年）3 月 31 日までを実施期間とする。

なお、統計処理を行う関係上、実施期間を下記のとおり 1 期 6 ヶ月の 4 期に分けている。

期	期 間
第 1 期	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
第 2 期	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
第 3 期	平成 31 年 4 月 1 日～2019 年（平成 31 年）9 月 30 日
第 4 期	2019 年（平成 31 年）10 月 1 日～2020 年（平成 32 年）3 月 31 日

## 1.10 学術委員会の業務

- 1) 本会および学術委員会の役割
  - (1) 本事業の企画・立案及び推進
  - (2) 本事業の啓発と参加のための環境作り
  - (3) 認定研修会主催者並びに認定研修会の審査、認定等
  - (4) 本事業の実施状況の把握と都道府県歯科医師会への情報伝達
  - (5) 入出力データの処理・内容検討及び都道府県歯科医師会への集計結果の報告
  - (6) 修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証交付のための審査業務及び修了証・日本歯科医師会生涯研修総合認定医認定証の交付
  - (7) その他事業推進・実施に関する業務
  
- 2) 都道府県歯科医師会および学術委員会等の役割
  - (1) 生涯研修の啓発と参加の呼びかけ等、生涯研修事業実施の環境作り
  - (2) 参加会員の評価判定に関する事項
  - (3) 日歯生涯研修ガイドランス（研修コード）に基づく生涯研修の諸事業立案の推進
  - (4) その他会員に対する生涯研修活動の推進、実施に関する業務

## 1.11 認定研修会主催者並びに認定研修会

- 1) 本事業の趣旨に合致し、会員に一定水準以上の研修を提供できる研修会主催者並びに研修会については、「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会主催者」または「日本歯科医師会生涯研修事業認定研修会」と認定する。  
主催者並びに研修会の認定は、本会が行う。なお、認定研修会主催者並びに認定研修会の認定の方法は次のとおりとする。

- (1) 認定の審議は認定基準に基づき、本会学術委員会等またはこれに代わり得る機関が行う。
- (2) 認定は認定基準に基づき、本会学術担当理事が行う。

### 2) 申請方法

研修会の開催を予定する主催者が認定を受けるには、日本歯科医師会ホームページにある「Eシステム認定主催者申請」フォーマットに必要事項を入力して申請する。「認定主催者申請」の内容を本会審査員が審議し、その結果を申請者にメールで通知する。（「平成30・31年度 Eシステム 利用マニュアル」参照）

認定を受けた主催者は「Eシステム」上で、「研修会申請」フォーマットに必要事項を入力して申請する。「研修会申請」の内容を本会審査員が審議し、その結果を申請者又は研修会担当者にメールで通知する。（「平成30・31年度 Eシステム 利用マニュアル」参照）

### 3) 認定主催者

3 ページに記載されている8つの区分に固定主催者として登録されていない下記の団体

- (1) 郡市区町村歯科医師会に関連する団体
- (2) 日本歯科医学会専門分科会に関連する団体
- (3) 日本歯科医学会認定分科会に関連する団体
- (4) 歯科大学・大学歯学部（医学部歯科口腔外科を含む）に関連する団体
- (5) 歯科大学・大学歯学部同窓会（校友会）に関連する団体
- (6) 医師会等、歯科医師会と連携する団体
- (7) 公益性および専門性の高い団体
- (8) 歯科医療関連企業

### 4) 研修会主催者の認定要件

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 研修項目  | 日歯生涯研修ガイドランスに基づくこと                     |
| (2) 研修時間数 | 各種講習会1回あたりの開催時間が30分以上であること             |
| (3) 講師の資格 | 大学講師以上、臨床経験10年以上、またはこれに準ずること           |
| (4) 対象    | 歯科医師を対象とした研修会（医療、介護、福祉関係者等を対象とするものも含む） |

5) 研修単位について

研修方式は「1) 受講研修」が対象となり、単位数は1研修コードあたり30分で1単位である。1時間であれば2単位となる。

6) 義務について

認定された研修会主催者は、研修会主催者としての義務を負う。



## 2. 日歯生涯研修ガイダンス

### 2.1 平成 30・31 年度日歯生涯研修ガイダンス一覧

研修コード		研修項目	
21		I	歯科医療的課題
	01	1	医療倫理
	02	2	医療管理・安全
	03	3	医療関連法規
	04	4	医療保険
	05	5	診療情報・記録
	06	6	警察歯科・法歯科医学
	07	7	地域保健
	08	8	学校歯科保健
	09	9	介護歯科保健
	10	10	産業保健
	11	11	臨床研修
	12	12	医療制度
	13	13	情報化（IT）
	14	14	災害医療
	98	98	手技実習
	99	99	その他
22		II	基礎歯科医学
	01	1	解剖・微細構造学
	02	2	病理学
	03	3	微生物学
	04	4	薬理学
	05	5	生理学
	06	6	生化学
	07	7	歯科理工学
	98	98	手技実習
	99	99	その他
23		III	基本的診療法
	01	1	医療面接と診察
	02	2	基本的検査法・臨床検査

	03	3	治療計画とインフォームドコンセント		
	04	4	画像診断装置と画像診断	平成 30・31 年度	
	05	5	定期検診とメンテナンス	変換後の 新研修コード	
	06	6	感染予防と滅菌法	33	01
	07	7	医療事故と処置対応		
	08	8	薬物療法と投薬		
	98	98	手技実習		
	99	99	その他	平成 30・31 年度	
24		Ⅳ	全身との関わり	変換後の 新研修コード	
	01	1	全身管理	34	01
	02	2	全身疾患と歯科診療	34	02
	03	3	救命救急処置	34	03
	04	4	隣接医学	34	04
	98	98	手技実習	34	98
	99	99	その他	34	99
25		V	歯の保存		
	01	1	齲蝕病巣の対応		
	02	2	知覚過敏症		
	03	3	歯内療法		
	04	4	歯周治療		
	05	5	歯の移植と再植		
	98	98	手技実習		
	99	99	その他		
26		Ⅵ	歯冠修復・欠損補綴		
	01	1	窩洞形成・支台歯形成		
	02	2	印象採得と咬合採得		
	03	3	修復法と修復材料		
	04	4	接着と合着		
	05	5	審美歯科		
	06	6	欠損歯列の診断と設計		
	07	7	架工義歯		
	08	8	有床義歯		
	09	9	インプラント		
	98	98	手技実習		

	99	99	その他	
27		VII	麻酔・口腔外科	
	01	1	局所麻酔法	
	02	2	外科基本手技	
	03	3	炎症性疾患と消炎処置	
	04	4	外傷	
	05	5	嚢胞・腫瘍および類似疾患	
	06	6	口腔粘膜・唾液腺疾患	
	07	7	神経・血液疾患	
	08	8	顎顔面痛	
	98	98	手技実習	
	99	99	その他	
28		VIII	咬合・口腔関連機能障害と不定愁訴	
	01	1	咬合治療	
	02	2	顎関節症	平成 30・31 年度
	03	3	パラファンクション	変換後の 新研修コード
	04	4	発語・摂食・嚥下障害	34      05
	05	5	睡眠時呼吸障害	
	06	6	ドライマウス	
	07	7	口臭	
	08	8	心療歯科	
	98	98	手技実習	
	99	99	その他	
29		IX	口腔の発育と異常・加齢に伴う疾患	
	01	1	先天異常・発育異常	
	02	2	小児の歯科処置	
	03	3	咬合育成	
	04	4	障害児・者の歯科処置	平成 30・31 年度
	05	5	MTM・矯正治療	変換後の 新研修コード
	06	6	高齢者の歯科処置	34      06
	07	7	訪問診療	34      07
	08	8	食育・栄養	
	09	9	プライマリケア	
	98	98	手技実習	

	99	99	その他	
30		X	歯科疾患と傷害の予防	平成 30・31 年度
	01	1	歯科疾患の予防と取組み	変換後の 新研修コード
	02	2	口腔清掃と口腔ケア	34 08
	03	3	スポーツ歯科	
	98	98	手技実習	
	99	99	その他	
31		XI	先進医療と歯科器材	
	01	1	歯科機器	
	02	2	歯科材料	
	03	3	生体材料	
	04	4	分子生物学・遺伝子工学	
	98	98	手技実習	
	99	99	その他	
32		XII	日歯生涯研修認定指定教材	
	01	1	研修単位	
33		X III	感染予防と滅菌法	
	01	1	研修単位	
34		X IV	口腔健康管理	
	01	1	全身管理	
	02	2	全身疾患と歯科診療	
	03	3	救命救急処置	
	04	4	隣接医学	
	05	5	発語・摂食・嚥下障害	
	06	6	高齢者の歯科処置	
	07	7	訪問診療	
	08	8	口腔清掃と口腔ケア	
	98	98	手技実習	
	99	99	その他	
35		X V	認知症	
	01	1	研修単位	

### 3. 留意点

平成 30・31 年度日歯生涯研修事業（以下「日歯生涯研修事業」という）の実施にあたり、特に次の事項に留意をお願いします。

#### 3.1 研修項目と研修コード

研修項目は平成 22・23 年度より抜本的に見直し、新しい大項目・中項目に分類、各研修項目にはそれぞれ新しい 4 桁の研修コードを付しています。また、平成 30・31 年度より研修コードの一部見直し・追加を行いました。

#### 3.2 研修単位の登録

日歯生涯研修事業での研修単位は、研修会場に設置された IC カードリーダーに日歯生涯研修事業 IC カードをタッチすることで登録することができます。

#### 3.3 履修状況の確認

日歯生涯研修事業では、事業実施期間中でもパソコンから「Eシステム」を利用して、自分が登録した単位数や現時点での履修状況を確認することができますが、第 4 期終了後には Web サイトでの履修結果の確認に加え、都道府県歯科医師会を通じて「個人別通知票（個人研修単位取得数）」を発行します。

#### 3.4 認定主催者の申請

主催者が直接、日本歯科医師会のホームページ (<http://www.jda.or.jp/>) から所定の「主催者認定申請」画面に全ての必要事項を入力して申請します。本会審査員による認定後、主催者宛に登録完了メール（ID・パスワード）が送信されます。主催者は「Eシステム」上で研修会主催者向けの機能を利用することができます。

#### 3.5 認定研修会の申請

主催者認定を受けた全ての研修会主催者は「Eシステム」上で研修会主催者向けの機能を利用し、「研修会情報の管理」より「研修会申請」を行ってください。申請が承認されると「短縮コード」が生成され、メールにて連絡があります。研修会場では、この「短縮コード」を用いて IC カードリーダーの受付設定をお願いします。

#### 3.6 「Eシステム」の利用方法および日歯生涯研修事業に関する Q&A について

実施要領とは別に「Eシステム利用マニュアル」を作成し、併せて「日歯生涯研修事業に関する Q&A」を掲載しています。

#### 3.7 実施期間

実施期間は「2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から 2020 年（平成 32 年）3 月 31 日」とします。